

議案第 5 号

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について別紙のとおり定める。

平成28年 2 月 22 日 提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成27年 4 月 1 日から施行され、教育長が特別職になったことに伴い、現行の教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の規定を整理する必要があることから当該条例を全部改正するため、本条例案を提出するものである。

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

教育長の給与その他の勤務条件に関する条例（昭和31年箱根町条例第9号）の全部を改正する。

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

教育長の勤務時間その他の勤務条件は、他の条例に定めがあるものを除くほか、一般職職員の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（旧教育長に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長は、その教育委員会の委員としての任期に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、この条例による改正前の教育長の給与その他の勤務条件に関する条例（昭和31年箱根町条例第9号）の規定は、なおその効力を有する。